

令和8年度離島・へき地診療所遠隔医療実証事業業務委託企画提案公募の  
質問に対する回答

No.	仕様書等の項目	質問内容	回答
1	企画提案仕様書4-(1)-ア	オンライン診療(DtoP)は「with N」での実施想定でよろしいでしょうか？	with N(看護師同席)の想定となりますが、実施方法についてもご提案ください。 最終的には実証を行う診療所、支援側医師、その他関係機関の意見を踏まえて、沖縄県と受託者で協議の上で決定します。
2	企画提案仕様書4-(1)-ア	支援側の実施場所は「病院」もしくは「診療所」の想定でよろしいでしょうか？	支援側の実施場所は診療所を想定しておりますが、実施場所についてもご提案ください。ただし、精神科オンライン診療については患者宅(訪問診療)を実施場所とする可能性があります。 最終的には実証を行う診療所、支援側医師、その他関係機関の意見を踏まえて、沖縄県と受託者で協議の上で決定します。
3	企画提案仕様書4-(1)-ア	「眼科」で対象を想定している業務内容がありますか？高画質な画質を必要とする業務ではないと認識していますが合っていますでしょうか？	病状が安定している患者の前眼部や眼底の診察を行うことを想定しています。 眼科についてはオンライン診療等の是非(可能性)も含めて実証を行う想定となります。
4	企画提案仕様書4-(1)-ア	「眼科」の場合、実証時に必要な眼科特有の機器はございますでしょうか？	前眼部、眼底用を撮影するカメラ(スマートフォンに装着するタイプ等)の使用を想定しています。
5	企画提案仕様書4-(1)-ア	実証時、支援側と支援側でカルテの共有方法については、沖縄県様、及び各病院・診療所側でご対応頂ける想定(受託側範囲外)でよろしいでしょうか？	カルテの共有に関する協力体制に係る各病院・診療所側との調整については沖縄県が対応しますが、実証時に使用するPC等の手配・環境整備や操作説明等は受託者側での実施をお願いします。
6	企画提案仕様書4-(1)-イ-(カ)	「関連機器の手配・調達、操作研修等」について、通信環境は既存の病院、診療所のNW、Wi-Fi等を利用する想定でよろしいでしょうか？またその場合は各病院、診療所からのご支援を頂ける理解でよろしいでしょうか？	実証に必要な通信環境については、基本的には病院、診療所の既存のNWを利用することになりますが、上述の精神科オンライン診療(患者宅の可能性あり)では、必要な通信環境も受託者側で手配していただく必要があります。
7	企画提案仕様書4-(1)-イ-(カ)	実証で利用する機器類は、レンタル、リース等で一時的に利用する形態の想定でよろしいでしょうか？	機器類の手配方法については、レンタル・リースでお願いします。
8	企画提案仕様書4-(1)-ア	実施箇所は電子カルテが導入されている前提でよいでしょうか。電子カルテを支援医師がセキュアに利用できる環境構築は必須となりますでしょうか？	実施箇所はクラウド型電子カルテが導入されている診療所等になります。実装化を前提に、安全に電子カルテが共有できる環境を構築した上での実証を想定しています。
9	企画提案仕様書4-(1)-イ-(コ)	支援側医師の報酬支払いについては、積算内訳書上直接人件費、直接経費どちらに記載となりますでしょうか？	直接経費に計上するようお願いします。
10	企画提案公募要項12	審査委員会(プレゼンテーション審査)のおおよその1社あたりの時間はどの程度でしょうか。また、参加人数に制限はございますでしょうか？	現在のところ、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定しています。(応募状況により変更になる可能性もあります。) また、1社における参加人数は最大3名とします。
11	企画提案仕様書4 企画提案仕様書8	遠隔医療に関する実証事業の実施において、デモではなく実際の診療行為を行う場合、実証を行う診療所、支援側医師、その他の関係機関は弊社からの再委託先という取り扱いにはならないという認識でよろしいでしょうか。(診療行為があった場合の責任の所在はどこになりますでしょうか)	実証を行う診療所、支援側医師等は再委託先ではなく、実証を行う上での協力機関・協力者となる認識です。診療行為による責任の所在など実施体制についても、その後の実装化も踏まえてご提案ください。
12	企画提案仕様書4-(1)-ア	仕様書で示されている沖縄県が想定している実施内容は全て実施するという認識でよろしいでしょうか？	実証に要する経費や人員体制によって一部実施できない実証があっても問題ありません。提案上限額の範囲内で実施可能な内容をご提案ください。
13	企画提案公募要項12-(2)	オンラインによるプレゼンテーションを希望する場合、いつまでに連絡したらよろしいでしょうか？	応募書類の提出期限である令和8年5月14日(木)までに電話(098-866-2111)もしくはメール(aa090603@pref.okinawa.lg.jp)で連絡をお願いします。